

町で行われたイベントや活動をお届けします！広報に掲載された人で希望者には、写真を差し上げますので、秘書広報室にご連絡ください。
【問い合わせ】秘書広報室 ☎049-258-0019(内線 314)

↓幼虫を放流する児童。ほたるは例年5月下旬～6月上旬が見頃です。



こぶしの里にほたるの光を 竹間沢小児童が幼虫放流

4/22(金)、こぶしの里で竹間沢小学校の3年生がほたるの幼虫の放流を行いました。主催は竹間沢ほたる育成会の皆さん。かつて竹間沢に水田が広がっていた頃の、ほたるが飛び交う様子を見せたいという思いで活動しています。放流に参加した児童は、初めて見る幼虫に驚きながらも「元気に育ってね！」などと声をかけながら、湧き水が流れる沢にそっと放流していました。

↓稼働直後の噴水前で記念撮影をしました。



役場近くに水辺の憩い場 令和の森公園せせらぎ水辺広場開園

4/29(金・祝)、三芳町総合グラウンド横の多目的広場で行われた「せせらぎ水辺広場」の開園式。当日は、広場のオープンを楽しみに来場した近所の住民や親子連れでにぎやかな雰囲気の中「阿部拓也リトルピース・カルテット」が人気アニメや映画の曲を演奏して花を添えました。式典後、来場した子どもたちは、待望の水辺の遊び場で水遊びを楽しんでいました。

↓厚いワッションマットなので、よちよち歩きの赤ちゃんも安心です。



みんな楽しく遊べるよ！ 役場にキッズスペース設置

4月から、子ども家庭総合支援拠点が設置され、役場2階の子ども支援課前にキッズスペースができました。絵本やぬいぐるみ、ぬり絵など遊び道具を多数用意しており、子ども連れの相談の際に利用することができます。こども支援課に設置した、子ども家庭総合支援拠点では、虐待等の相談を受け付けています。お困りの際はご相談ください。

↓銘板に自分の名前を見つけ笑顔を見せる三芳町第1走者の三木さん。



藤久保小前交差点にレガシー 聖火リレー記念銘板設置

4/1(金)、藤久保小学校前交差点の小学校側に、聖火リレーのオリジナル銘板が設置されました。この銘板は、東京2020オリンピック大会の聖火リレーが三芳町で行われたことを記念するもので、町内1.6kmを駆け抜けた8人の聖火ランナーの名前やコース、当日の様子が記録されています。この銘板を見てあの日を振り返ってみてはいかがでしょうか。

令和4年10月支給分から 児童手当が変わります

問 こども支援課児童福祉担当 (内線 242・245) FAX274-1009

POINT
1

所得上限額以上の人には支給されなくなります

10月支給分(6・7・8・9月分)から、児童を養育する人の所得が上限限度額以上の場合、児童手当などは支給されません。

- ▶ 所得制限限度額(表の①)未満…**児童手当を支給**
 - ▶ 所得制限限度額(表の①)以上、所得上限限度額(表の②)未満…**特例給付(児童1人当たり月額5,000円)を支給**
 - ▶ 所得上限限度額(表の②)以上…**支給なし**
- ※支給されなくなったあとに所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要です。

▼所得額と扶養親族などの数

扶養親族などの数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数とは、同一生計配偶者と扶養親族(里親や施設に委託されている児童を除く)と、それ以外の児童(前年の12月31日において生計を維持したもの)の数をさします。扶養親族等の数に応じて、限度額は、1人につき38万円(70歳以上の同一生計配偶者か、老人扶養親族のときは4.4万円)を加算した額となります。

※収入額の目安は、給与と収入のみで計算しています。実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。詳細は町ホームページをご覧ください。

POINT
2

現況届けの提出が不要になります(一部例外あり)

毎年6月に提出していた現況届の提出が原則不要になります。

下記の人は引き続き届け出が必要です

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票と異なる市区町村で受給している人
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居している人
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の人
- ⑤ その他、町から提出依頼があった人

※提出がない場合は、原則、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。



町に変更の届け出が必要な場合

- ① 支給対象となる児童がいなくなった
- ② 町外に居住する・配偶者・児童の住所や氏名が変わった
- ③ 婚姻などで配偶者の有無が変わった
- ④ 受給者の加入する年金が変わった(児童が3歳未満の場合)
- ⑤ 離婚協議中の受給者が離婚をした
- ⑥ 海外にいる父母から「父母指定者」の指定を受けた

公務員の人が必要な届け出

公務員の場合は勤務先から支給されます。下記の場合は、その翌日から15日以内に町と勤務先に届出・申請をしてください。

- ① 公務員になった
- ② 公務員でなくなった
- ③ 勤務先の官署が変わった